

受診者様各位

医療法人厚生会 厚生会クリニック

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素は当会の健康診断実施にご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ予断を許さない状況が続いておりますが、健康診断実施に際し、当会は厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、適切な感染症対策を行ってまいります。また、関連学会8団体が作成した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」に準拠し、安全な受診環境の確保のため下記のごお願い事項を徹底してまいりますので、受診者様にはご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

記**【受診者様にごお願いする事項】**○ **事前に**受診者様へ通知する事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りしておりますので、体調が回復してから受診してください。

なお、発熱や体調不良が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の症状である可能性がある場合も、感染を否定できないため受診をお断りします。新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の影響を避けるため、ワクチン接種後、数日以内の受診はできるだけ避けてください。

- いわゆる風邪症状が持続している方、何らかの体調不良を感じている方
- 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）のあった方
- 2週間以内に、（特定国であることを問わず）諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
- 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
- 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方
- ・基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
- ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、緊急事態宣言の期間中などの受診延期も考慮していただきます。

○ **受診に際して**受診者様にごお願いする事項

- ・健診会場内では各自不織布マスクを着用していただきます。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・不織布マスクは特に指示がない限り、常に着用していただきます。
- ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者様には健診会場への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等によ

り手洗いをお願いします。

- ・健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・受診前に健診会場入口等において、非接触型体温計等で体温を実測いたしますのでご協力をお願いします。
- ・健診会場内での会話は最小限とし、小声でお願いいたします。

【当会の対応】

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、最新の医学情報を基にした対策を講じます。

いわゆる「3つの密」(①密閉・②密集・③密接)の一つひとつを避けることが重要です。健診会場は、3つの密を可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診会場の受診環境の確保

- ・巡回型健診においては、当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また受診者様間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。
- ・受診者様、当会職員(以下「職員」という。)相互の安全確保のため、健診の遂行上、健診会場内では不織布マスク着用を原則とします。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・マスクの着用がない場合は、受診をお断りいたします。
- ・健診受付後、速やかに問診、体温測定を行い、受診者様の健康状態を確認します。
- ・発熱があるなど健診受診者様として不適当と判断した場合は、受診者様に説明した上で、後日、体調が回復するなど安全を確認してからの受診をお願いいたします。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者様間の距離を確保するとともに、健診に要する時間の可能な限り短縮します。
- ・受診者様と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行います。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は窓やドアの開放による換気は必須ではないものとします。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・職員はアルコール消毒液等による念入りな手指の消毒を励行します。
- ・ドアノブ等受診者様が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒等により清拭し環境衛生に努めます。

○ 当会職員が感染源とならないための配慮

- ・職員には新型コロナウイルスワクチン接種を推奨しています。ただし、個人の体質等により接種が困難な場合を除きます。
- ・職員は毎朝出勤前に体温測定します。
- ・管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録します。
- ・すべての職員は不織布マスクを着用します。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能なマスクの着用を認めます。
- ・手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底します。
- ・職員休憩室やロッカー室は十分に喚起し、什器等の定期的な消毒を行います。
- ・職員休憩室やロッカー室等においては不織布マスクを着用し、会話は小声で行います。

- ・職員食堂等での飲食に際しては、室内を十分に換気し、一人ひとりの間隔を十分とり、飲食中のマスクを外した状態での会話は厳禁とします。
 - ・職員は、発熱や体調不良等の症状をみとめるときには職場に電話連絡し、当会の規定に従い PCR 検査を実施するか、医療機関を受診します。
 - ・管理者は、PCR 検査もしくは医療機関受診の結果、新型コロナウイルス感染症が否定された場合には、再度 2 日後に PCR 検査を実施し、陰性を確認してから復帰させます。過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。(インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。) このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
 - ・出勤後に少しでも体調が悪いと訴える職員が見いだされた場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、管理者は当該職員の勤務を直ちに停止し、個室に隔離した上で施設内で検体を採取し、当会の規定に従い PCR 検査を実施します。また、その職員については速やかに帰宅させます。
 - ・PCR 検査結果が陽性であった場合、速やかに医療機関を受診させます。また、当該職員と濃厚接触した職員に対し、保健所の了承を得た上で、PCR 検査等により濃厚接触者対応を速やかに開始し、フォロー体制を継続します。
 - ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
 - ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。
 - ・職員の同居者に新型コロナウイルス感染が発生した場合は、保健所等の指示に基づき対応します。
- 健康診断項目ごとの留意事項
- ① 問診、診察について、診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。また、聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者様毎にアルコール消毒液で清拭します。
 - ② 身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者様の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液等で清拭します。
 - ③ X 線撮影について、受診者様が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液で清拭します。また、マンモグラフィ検査時には職員は手袋を着用いたします。
 - ④ その他の生体検査機器について、受診者様の体が触れる部分は、受診者様毎にアルコール消毒液で清拭します。

以上